

奈良市万年青年クラブ 活動費補助金について

(令和3年10月改定)



奈良市長寿福祉課

〒630-8580 奈良市二条大路南 1-1-1

電話：0742-34-5439

FAX：0742-34-1161

E-mail：choujufukushi@city.nara.lg.jp

目 次

1. 奈良市万年青年クラブとは……………P. 1
2. 奈良市万年青年クラブ等活動費補助金について……P. 2
3. 補助対象経費Q&A……………P. 4
4. 補助金申請書類ダウンロード方法について……………P. 9
5. その他（各種賠償補償保険、奈良市万年青年クラブ連合会）
……………P. 10

1. 奈良市万年青年クラブとは

万年青年クラブは、地域の高齢者が自主的に集まって活動する団体です。設立については特別なルールはありません。

ただし、「奈良市万年青年クラブ等活動費補助金」を申請する場合には、次のような要件があります。

会 員

- 概ね60歳以上（58歳、59歳も含める）で、会員数が25人以上であること。
- 一人の方が複数のクラブの会員になっていないこと。

区 域

- 自治会単位程度が適当。

運 営

- 会長、副会長、会計などの役員や、会計を監査する立場の方がいること。
- 会則があること。

活 動

- 年間を通じて計画的に活動を行うこと。
- 活動には参加者が偏ることなく多くの会員が参加できるようにすること。

会 計

- 活動にかかる収入、支出の状況を会員や市民に説明できるよう常に明確にすること。
- 市からの補助金については、貴重な税金が使われていることを認識し、ルールを守って使用すること。
- 領収書は5年間保管し、収入、支出の状況を記録した出納帳を作成すること。

2. 奈良市万年青年クラブ等活動費補助金について

クラブの活動に必要な費用は会員の会費によってまかなうことが基本ですが、奈良市では老後の生活を健全で豊かなものにするために、奈良市万年青年クラブ連合会、地区万年青年クラブ連合会（地区連合会）及び万年青年クラブ（単位クラブ）に対し、活動に必要な費用の一部として補助金をお渡ししています。

<年間補助金額（限度額）>

単位クラブ 50,000円 **地区連合会** 100円 × 会員数

（1）補助対象活動

万年青年クラブの活動のうち補助金の対象となる活動は、地域福祉活動（地域を豊かにする活動）と健康増進活動（高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動）です。ただし、対象活動であっても補助金の対象にならない経費もあります。

※詳しくは、別紙「奈良市万年青年クラブ等活動費補助金 市の補助金から支出してよいものの例」及び「補助対象経費Q&A」（P4～）をご覧ください。



（2）提出書類

<前年度実績報告関係（前年度に補助金をもらった場合は必ず提出してください）>

- ①補助事業等実績報告書
- ②事業報告書
- ③収支決算書
- 出納簿（③の根拠資料）

<今年度補助金申請関係（今年度補助金をもらう場合は提出してください）>

- ④補助金等交付申請書
- ⑤事業計画書
- ⑥収支予算書
- ⑦-2万年青年クラブ会員名簿（地区連合会は⑦-1クラブ名簿）
- ⑧補助金の前金払理由書
- ⑨補助金等交付請求書

※④～⑨に加えて

会長がかわったときは…

- ⑩-2万年青年クラブ会長の異動報告（地区連合会は⑩-1地区万年青年クラブ連合会長・万年青年クラブ会長の異動報告）

会長がかわったとき、クラブの名前や口座がかわったときは…

- ⑪相手方登録申請書、通帳のコピー（⑪の添付資料）

(3) 会計について

クラブは、会費や自治会からの助成金、市からの補助金などで運営するものですから、会員などに対し、会計状況をいつでも明らかにできる状態にしなければなりません。

このため、必要な帳簿類の整備、収入や支出、所有している財産の管理をする会計処理が必要です。

1年間の会計の流れ

①収支予算書の作成・補助金交付申請書の提出（4月）

収支予算書とは、1年間のクラブ活動の中で、どれだけのお金が入ってくるか、どのように使うかを計画するもので、収入科目と支出科目の二つの科目があります。



②補助金の入金（6月）

「補助金の前金払理由書」を提出頂いたクラブに、「相手方登録申請書」で指定された口座に入金します。入金された補助金はその年度内に必ず使い切ってください。

③出納簿の記入（通年）

日々の活動の中で、お金の収入や支出が発生した時には、その都度、出納簿に日付や支出内容、金額などを記入し、現金及び通帳にいくら残っているのか、補助金をいくら使用しているのかをわかるようにしておきます。

- 出納簿のコピーは、補助金の実績報告書の添付資料となります。



④領収書の保管（通年）

支出があったときは、必ず領収書（レシート可）をもらってください。

領収書は、紛失しないようにノートなどに貼付して保管してください。

- 出納簿と突合できるように、日付順に番号を付けるなどの工夫があるとさらに見やすくなります。
- 補助金を適正にお渡しするため、提出を求めることがあります。領収書は5年間保管してください。
抜き打ちで監査を行うことがあります。



⑤決算書の作成・実績報告書の提出（翌年4月）

決算書とは、1年間の活動の中で、発生した収入と支出の実績を示すものです。

1年間のお金の流れを記録した出納簿に基づき作成してください。

※「1年間」は、4月1日～翌年3月31日の期間としてください。

3. 補助対象経費Q & A

Q1. クラブの活動としてスポーツ大会や趣味の展示会に参加する経費のうち、現地までの交通費は補助対象になりますか？

A1. 会員の交通費は、補助対象にはなりません。



会員の交通費は
個人負担

Q2. 歩こう会の下見に行った際の交通費やお茶代は補助対象になりますか？

A2. 歩こう会参加者の交通費やお茶代は補助対象外ですが、役員などで下見をされた際の交通費やお茶代は補助対象経費とすることができます。

なお、交通費は実費、お茶代として認められるのはペットボトル1本程度です。喫茶店などで休憩をされた場合は補助対象となりません。

交通費は予算書・決算書の空いている欄に「旅費」として記入し、内訳のところには「歩こう会下見」など、用途がわかるように記入してください。

Q3. 高齢者サロンの際、足が不自由な人のためにタクシーを出しています。タクシー代を補助金から出してもよいですか？

A3. この場合、タクシーを利用する趣旨が地域福祉的なものですので、補助対象とすることができます。地域福祉活動の「使用料及び賃借料」に計上してください。内訳には、「福祉タクシー」など、わかりやすく記入してください。

なお、役員や会員の単なる交通手段としてタクシーを利用する場合は補助対象外となります。

Q4. 草の運搬に係るガソリン代は補助対象となりますか？また、領収書はどうすればよいですか？

A4. 草の運搬などに自動車を使用した場合のガソリン代の実費分は、補助対象経費とすることができます。補助対象経費に計上する場合は、草の運搬にかかった往復距離と、車のおよその燃費 (km/ℓ) からガソリン代を算出してください。領収書は、給油の際のレシートに「内——円」と記入してください。

計算方法 走った距離÷燃費×1ℓあたりのガソリン代

例) 距離20km、燃費10km/ℓ、ガソリン代100円/ℓの場合

$$20\text{km} \div 10\text{km}/\ell \times 100\text{円}/\ell = 200\text{円}$$

走行距離などに関わらず謝礼として支出される場合は、対象外経費から支出してください。

Q5. グランド整備やラジオ体操会場の清掃で使用したゴミ袋は、「健康増進活動」と「地域福祉活動」のどちらになりますか？

A5. 健康増進活動の消耗品として補助対象経費に計上してください。



Q6. 自治会などと共催で行事を開催する場合、補助金の中から分担金を支出することはできますか？

A6. 分担金の使途が不明であったり、飲食代などの補助対象外経費に充てられる場合は、補助金からの支出は認められません。分担金の使途が補助対象経費に合致すれば、補助金の中から支出できます。領収書と一緒に、分担金の使途がわかる書類を保管しておいてください。なお、予算書・決算書には「消耗品」「使用料及び賃借料」など科目別に計上してください。

Q7. クラブの活動として取り組む料理教室や炊き出し、もちつきなどに係る食材に補助金を使用できますか？

A7. 単に食べることでなく、健康のための栄養管理や、生活習慣病予防のための料理教室や、地域交流や友愛事業のための炊き出しなどの材料については、食糧費ではなく、材料費として取り扱えますので、補助対象になります。



料理教室食材は「材料費」

Q8. 美化活動の参加者のためのお茶を自販機で買ったなど、領収書がもらえない場合はどうしたらよいですか？

A8. 原則として領収書は必須ですが、どうしても領収書がもらえない場合は、代わりに出金伝票（支払証明書）を作成してください。出金伝票は市販のものをご使用いただいても結構ですし、必要事項（支払日、支払金額、支払先、支払事由、会長名、会長印）が書いてあれば様式は問いません。



Q9. 地域福祉活動として取り組んでいる学校周辺や公園清掃の終了後に、参加者でお弁当を食べた費用は補助金の対象になりますか？

A9. お弁当などの食事代については、一切補助対象にはなりません（講師賄いを除く）。

ただし、奉仕活動後のペットボトルのお茶やパン代程度であれば、事業に公益性があることを考慮し、補助対象経費とすることができます。



お食事代はすべて対象外
（講師賄いを除く）

Q10. 旅行の際の飲み物代とお菓子代は補助金の対象になりますか？

A10. 旅行は補助対象外の活動であり、一切補助金の対象にはなりません。

Q11. 健康体操やウォーキングを行う際の参加者のお茶などは補助対象になりますか？

A11. 体操やウォーキングの際のお茶は、個人で負担すべきものですので、補助金の対象にはなりません。お茶代として補助金からの支出が認められるのは、奉仕作業の時と、講師買い、地域福祉活動や健康増進活動に関する打ち合わせ会議の時のみです。



歩こう会のお茶は個人負担

Q12. クラブ会員相互の親睦を目的に月に一度誕生会を開催していますが、その際の紅茶とケーキ代は、補助対象になりますか？

A12. 誕生会、親睦会、懇親会など会員の親睦が主たる目的であると考えられる行事のための費用は、一切補助金の対象にはなりません。

Q13. 行事を行う事前打ち合わせにおけるお菓子代は補助対象となりますか？

A13. 地域福祉活動や健康増進活動の行事を行うための打合せ会議のお菓子代は補助対象としていますが、総会や定例会、役員会の食糧費は対象ではありません。



打合せ会議のお茶は補助対象

Q14. クラブの活動としてグラウンドゴルフ大会を開始することになったのだが、賞品を用意した場合の費用に補助金を使用できますか？

A14. 優勝旗やトロフィーなど成績優秀者に対して一定期間貸与されるものの作成に要する経費は補助対象となりますが、賞品や景品は、会員に対する現物給付になりますので、補助金の使用はできません。



Q15. クラブでジャンパーを揃えたいのですが、補助金を使用できますか？

A15. 会員が地域の見守り活動など地域福祉活動で着用する揃いのジャンパーは、クラブの活動を地域住民が認知することや安全面の効果があるため、購入費を補助金の対象としています。ジャンパー以外にも、帽子、腕章などの購入費も同様です。なお、購入した物品はクラブの備品としてクラブで管理してください。

Q16. クラブで研修会を開き、外部から講師を招きました。お礼をしたいと思いますが、補助金を使うことができますか？

A16. 友愛活動で配布するための手芸の講師やスポーツの講師、健康のための料理教室講師など地域福祉活動と健康増進活動のための講師には、謝礼としての報償費、交通費を補助対象とすることができます。

研修会自体が、趣味・教養講座の事業であれば、対象外です。また、会員が講師をされる場合は、会員に対する給付と考えられますので、補助対象にはなりません。補助対象外経費として支出してください。

Q17. クラブの会員が亡くなったため、会則に基づき香典を供えることにしました。補助金から使用できますか？

A17. 香典は補助対象外です。香典だけでなく、慶弔費として分類されるお祝いやお見舞いなどに関する金品は一切補助金の対象になりません。



香典や祝儀は対象外

Q18. クラブとして共同募金に5,000円を募金することにしました。この募金に補助金を使用することはできますか？

A18. 募金や寄付金、義援金といった現金（物）負担については、補助金の対象になりません。ただし、地域福祉活動として、募金や支援を促す活動に万年青年クラブとして取り組む際にかかった経費（例：協力を呼びかけるチラシ作成など）については、補助金を使用することができます。

Q19. クラブの友愛活動として雑巾を作り、福祉施設に寄付することにしました。この作業にかかった経費に補助金を使用することはできますか？

A19. 雑巾の寄付ですが、目的が友愛活動や地域福祉活動であれば雑巾を作る材料費や作業にかかった経費（針や糸の購入費、作業場所の使用料など）については補助金の対象になります。ただし、市販のものをそのまま寄附する場合は補助対象外になります。



Q20. 毎年自治会に対して協力金を支払っています。これは、補助金の対象になりますか？

A20. 自治会や奈良市万年青年クラブ連合会への会費や協力金は、補助金の対象にはなりません。

Q21. クラブで実施している清掃美化活動に対し、市役所の他の課から補助金を受けています。この事業は補助金の対象になりますか？（グリーンサポート制度、アダプトプログラム推進事業など）

A21. 奈良市万年青年クラブ活動費補助金以外に報奨金や助成金などの支給を受けている事業につきましては、補助対象事業に含めることができません。

Q22. 今年度もらった補助金を使い切れず残りました。どうすればよいですか？

A22. 奈良市万年青年クラブ活動費補助金は、使うことが確定した金額を先払いする制度のため、残った場合でも返金はできません。事業に使う備品の買い替えなど、補助対象となっている経費（別紙「奈良市万年青年クラブ等活動費補助金 市の補助金から支出してよいものの例」及び「補助対象経費Q&A」（P4～）を参照）で必ず年度内に全額使い切ってください。

Q23. 次年度への繰越金が、補助金額以上に発生しそうです。次年度の補助申請は可能ですか？

A23. 繰越金が補助金の額を超える場合は、原則として、次年度の補助申請を見送っていただくこととなります。ただし、次年度の補助金が入金されるまでの間の活動経費に必要な場合や、高額な備品購入の予定があり資金が必要な場合など、特別な理由があれば認められることもありますので、長寿福祉課にご相談ください。ただし今年度もらった補助金は、補助対象となっている経費（別紙「奈良市万年青年クラブ等活動費補助金 市の補助金から支出してよいものの例」及び「補助対象経費Q&A」（P4～）を参照）で必ず年度内に全額使い切ってください。

Q24. 新型コロナウイルス対策の費用は補助対象になりますか？

A24. 対象活動の打合せ会議や対象活動において使用するもの（マスク、消毒液や体温計、加湿器、扇風機などの備品）は補助対象となりますが、マスクや消毒液をただ単に会員に配付するような場合は補助対象外となります。

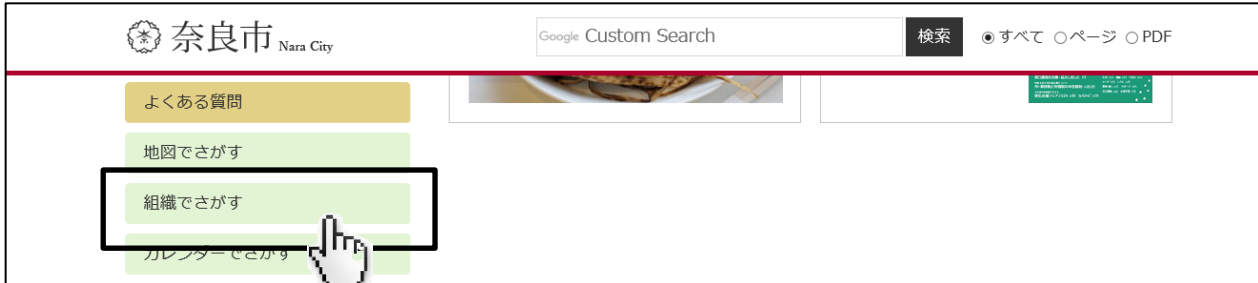
◎よくある主な質問と回答を挙げましたが、補助申請を行う際は、Q&Aの事例に加え、次の3つの基準を満たしているか、再確認をお願いします。

<補助対象かどうかの判断基準>

- ①活動が地域福祉又は健康増進を目的としたものであるか
- ②本人負担とすることが適当なものではないか
- ③個人の利益になるものではないか

4. 補助金申請書類ダウンロード方法

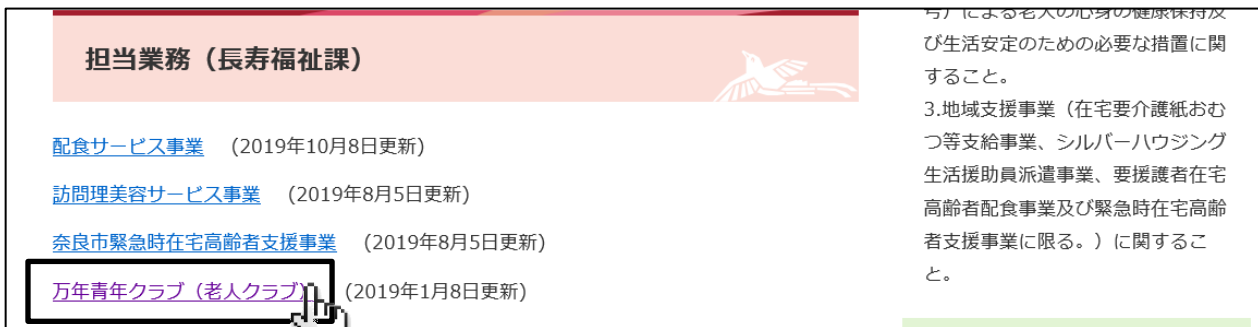
- ①奈良市ホームページ（<https://www.city.nara.lg.jp/>）を開いてください。
- ②トップページの中ほど左側の、「組織でさがす」をクリックしてください。



- ③課一覧が表示されるので、「長寿福祉課」をクリックしてください。

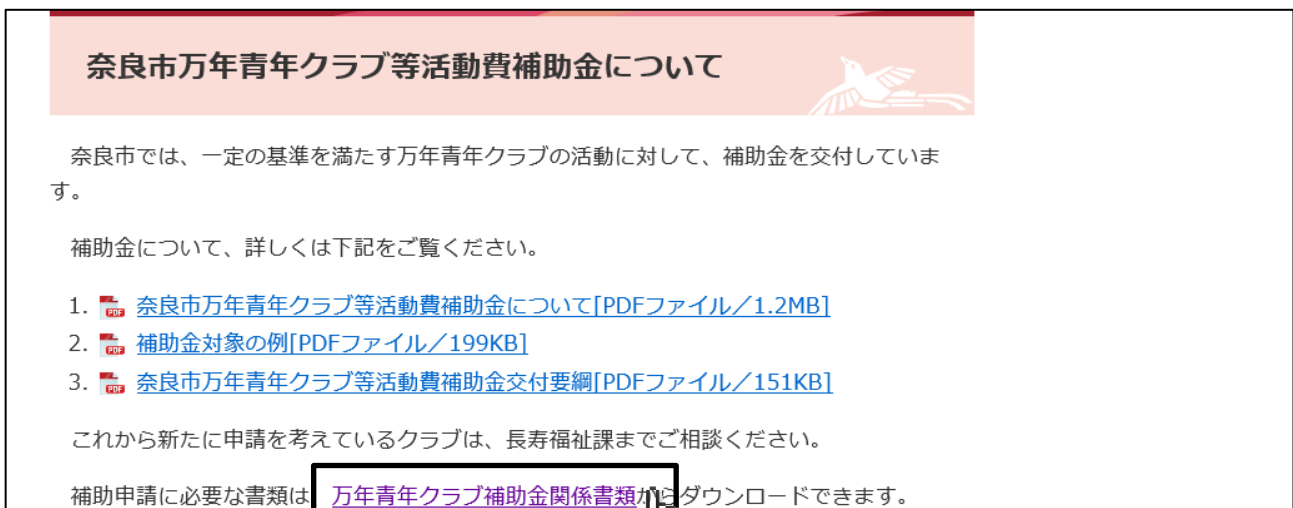


- ④「担当業務（長寿福祉課）」の「万年青年クラブ（老人クラブ）」をクリックしてください。



- ⑤「奈良市万年青年クラブ等活動費補助金について」の「万年青年クラブ補助金関係書類」をクリックしていただき、必要な書類の、ご希望の形式（Excel 又は Word, PDF）をクリックしダウンロードしてください。

※パソコンで入力される場合は、Excel 又は Word 形式を使用してください。



5. その他

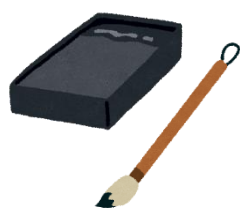
○各種賠償補償保険について

各クラブにて必要に応じて保険への加入し、万が一の場合に備えていただくようお願い
します。下記の奈良市万年青年クラブ連合会事務局でも加入可能な保険を調査されており、
相談にのっていただけます。

奈良市では、奈良市全体を対象とした市民総合賠償補償保険に加入しており、これまでも
見舞金の支給についてお知らせをしてきました。しかし、近年支給の要件が変わってきており
万年青年クラブの活動が支給の要件に該当しなくなってきております。

○奈良市万年青年クラブ連合会のご紹介

奈良市の万年青年クラブが集まり、奈良市万年青年クラブ連合会を結成されています。
奈良市万年青年クラブ連合会では、次のような事業を行っています。



- 書道教室、写真教室、手芸教室
- 健康ウォーク
- 健康講座
- 料理教室
- 万年青年文化展（洋画・日本画・書・写真・工芸・手芸）
- ゲートボール、グラウンドゴルフ大会
- 友愛活動
- 親睦旅行
- 万年青年フェスティバル（芸能発表会）など



連合会へ加入することで、奈良市の他の地域の方と交流して新しい仲間をつくったり、他
のクラブの良いところを取り入れて活動の幅を広げたり、活動を進める上での助言や指導を
受けたりすることができます。

連合会への加入は強制ではありませんが、奈良市では加入を勧めています。

連合会への加入等のお問合せは、下記までお願いします。

奈良市万年青年クラブ連合会事務局

奈良市法蓮町1702番地の1（奈良市東福祉センター内）

☎0742-24-3151

[受付時間]火曜日～金曜日の9時30分から16時30分まで

